

一定期間ご利用のないお客さまの「SBJダイレクト」利用停止について

株式会社 SBJ 銀行（本店：東京都港区、代表取締役社長：富屋 誠一郎）は、SBJダイレクト利用規定（以下、「規定」といいます。）を改定し、不正送金被害を未然に防止するため、一定期間ご利用のないお客さまの SBJダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）を利用停止致します。

対象のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 規定の改定日

2021年6月24日(木)

2. 本サービスにおける利用停止事由

新規定第26条2.(1)に基づきます。

【SBJダイレクト利用規定抜粋】

第26条 解約等

（省略）

2. サービスの利用停止

お客さまに次の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに事前に通知することなく次の時点において本サービスの利用を停止いたします。

(1) 2年（24ヶ月）以上各種照会を除く本サービスの利用が無い場合。各種照会を除く本サービスの利用を最後に行った日の2年後の応当日（応当日がない場合はその月の末日）の翌営業日

（省略）

3. 対象のお客さま及び停止時期について

(1) 2019年6月24日以降に本サービスにご加入されたお客さまのうち、2年間各種照会を除く本サービスの利用が一度も無いお客さま

各種照会を除く本サービスの利用を最後に行った日の2年後の応当日（応当日がない場合はその月の末日）の翌営業日に利用停止致します。

(2) 2019年6月23日までに本サービスにご加入されたお客さまのうち、2年間各種照会を除く本サービスの利用が一度も無いお客さま

改定後の SBJダイレクト規定第26条2.の利用停止日が新規定改定日までに到来することにより、2021年6月24日に本サービスの利用停止を行います。

(注1)対象期間中に各種照会を除く本サービスの利用が無いお客さまは、2021年6月23日までに各種照会を除く本サービスの利用を頂くことにより利用停止の対象外と致します。

4. 本サービスの利用再開について

本サービスを再度ご利用される場合は、コールセンターにお問い合わせください。

5. 新規定の公表について

新規定は当行ホームページの規定集一覧からご覧ください。

(<http://sbjbank.co.jp/individual/prescript.html>)

以上

◆お問い合わせ◆

SBJ 銀行コールセンター 0120-015-017 (通話料無料)

《受付時間》 平日 9 : 00 ~ 18 : 00 (土日・祝日・年末年始を除く)